条例の構成について

【条例に規定する主な項目】

①目的:条例の目的を規定

②定義:条例で使用される用語を定義

③基本理念:産業を振興する上での基本理念を明示

④計画の策定 :条例に定める規定の実効性を担保するため、計画の策定について規定

⑤各主体の役割:主体毎の役割を規定

■条例制定の目的(第1条関係)

産業振興に関する基本理念を定め、産業振興に関わる者の役割を明確にすることにより、産業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって地域経済の発展および 市民生活の向上を図ることを目的とする。

条例で使用される用語の定義(第2条関係)

(1)事業者 市内で事業活動を営む個人および法人

(2)産業関係団体 本市産業の振興および経済の活性化に取り組む団体

(3)金融機関 市内で事業活動を行う銀行、信用金庫、信用組合その他金融機関

(4)教育機関 本市産業の振興に資する調査、研究および教育を行う機関

(5)市民 市内に居住し、通勤し、または通学する者および市内で活動する団体

基本理念(第3条関係)



以下の基本理念に基づき、産業振興に取り組みます。

- 1 事業者の創意工夫および自助努力を基本とする。
- 2 各主体がそれぞれの役割を果たす。
- 3 相互の連携を密にしながら、協働により推進する。

産業振興計画の策定(第4条関係)

市は、前条の基本理念に基づき、産業振興計画を策定するものとする。

各主体の役割(第5条~第10条関係)

事業者

- ①自らの事業の強化、安定および経営の改革に努めるとともに、雇用環境の整備 および人材育成に努めるものとする。
- ②地域社会の一員であるとの認識に立ち、自らの事業活動を通じて、地域社会の発展に貢献するよう努めるものとする。

業関係団芸

- ①事業者の経営相談および有用な情報の提供を行うことにより、事業者の事業活動 および創業を支援するよう努めるものとする。
- ②市が実施する産業振興の施策に協力するよう努めるものとする。

金融機関

- ①事業者の資金需要に対する適切かつ円滑な資金の供給および経営支援を行うよう努めるものとする。
- ②地域経済の健全で持続的な発展に寄与するよう努めるものとする。

教育機関

- ①産業振興を担う人材の育成に協力するよう努めるものとする。
- ②研究成果等の普及および活用を通じて、地域社会の発展に貢献するよう努めるものとする。

市民

- ①自らが地域経済の持続的な発展を支える主体であることを自覚するよう努めるものとする。
- ②事業者による事業活動がその発展に寄与していることを認識し、産業の振興に協力するよう努めるものとする。
- ①第3条の基本理念および第4条の産業振興計画に基づき、産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。
- ②産業振興の施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制の整備を行うものとする。
- ③産業振興の施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
- ④国、県その他関係機関との連携を図るとともに、事業者、産業関係団体、 金融機関、教育機関および市民の相互間連携および交流を促進し、協働が可能な 環境を整備するものとする。